

業務仕様書

1 件名

門司港レトロナイトエコノミー促進業務

2 委託者

北九州市

3 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

4 目的

門司港レトロ地区は、夜間帯に営業している様々なジャンルの飲食店があるにも関わらず、店舗に関する情報が認知されていないため、観光客が入店できる飲食店を見つけられないという課題がある。また、宿泊施設も夜間帯に営業している店舗を把握できておらず、観光客に飲食店を紹介できていないという声がある。

本事業では、夜間帯に営業している飲食店のHPを新たに開発し、観光客などのナイトタイムエコノミーを促進するとともに、エリアの夜のにぎわい創出を図るもの。

5 業務内容

- (1) 夜間営業している店舗を紹介するホームページの構築および運営
- (2) ホームページオープニングキャンペーンの実施
- (3) 広報
- (4) 報告関係書類の作成
- (5) その他、(1)～(4)に付随する業務

6 仕様

- (1) ホームページの構築および運営

門司港レトロ地区の夜間営業している店舗の情報などをまとめたホームページを構築する。また、飲食店をジャンル別にグループ分けし、写真などを活用した視覚的な効果により、閲覧者が思わず行ってみたくなるデザインとする。

①基本仕様

- ・スマートフォン、タブレットなど、各種の端末に対応すること。
- ・特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・モダンブラウザ (Microsoft Edge、Safari、Google Chrome) など、インターネットを通じ可能な限り多くのブラウザで正しく

表示されること。

- ・サイト全体を閲覧者にとって見やすく、分かりやすい表現で構成すること。
- ・サイトに掲載する飲食店は、18時以降営業している飲食店とする。なお、日中の営業がメインであっても閉店時間が18時を超えていれば対象とする。
- ・50店舗以上掲載すること。
- ・掲載する項目は、店舗名、住所、電話番号、営業時間、定休日、座席数、主なメニューと金額、駐車場の有無、ジャンル、店舗写真、料理写真とする。なお、それ以外の情報で有益なものは提案に入れても構わない。(Ex. Wi-Fiの有無など)
- ・飲食店は利用しやすいようにグループ分けすること。
(Ex. ジャンル、予算別など)
- ・ジャンルやエリアなどから検索できるようサイト内に検索機能を設定するなど、利便性を考慮すること。
- ・マップを掲載し、飲食店の位置が分かるようにすること。
- ・Yahoo! JAPANやGoogleなどの検索エンジンにおける検索結果ページにおいて、表示順位の上位に表示されるようにすること。

②コンテンツ作成及び機能

- ・店舗情報の更新は受託者が実施すること。
- ・インバウンドの方にも利用していただくため、中国語(簡体字・繁体字)、英語、韓国語の対応にすること。

③セキュリティ

- ・本サイトへの不正侵入、システム停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・サーバーへのアクセスは、ファイアーウォール等の不正侵入を検知する機能により不正なアクセスを防御すること。
- ・サイトはSSL対応とし、通信を暗号化すること。

④運用

- ・事務局を設立した上で運用すること。事務局の構成については、受託候補者決定後、委託者と協議の上、決定する。
- ・サイトにかかる一切の費用(セキュリティ対策費、インフラ費【サーバー、ドメイン、SSL対応】など)は本業務に含むものとする。
- ・協賛金、広告料などを掲載の加盟店から徴収し、次年度以降は受託者で、自走可能な仕組みにしていくこと。
- ・運営については以下の内容を遵守すること。なお、自走後も遵守すること。
 - ・法令等に違反しないこと。
 - ・公序良俗に反しないこと。

- ・政治活動又は宗教活動に活用しないこと。

⑤サイト開設日

令和7年3月（具体的な日程は提案によるものとする）

⑥データの報告

- ・サイトの閲覧数（ジャンル別、予算別、曜日別、時間別など）、言語別アクセス数などのデータを取得し、報告すること。また、掲載店舗に情報提供すること。

⑦その他

- ・サイトに掲載する店舗については、行政機関などへの照会に必要なデータを整備すること。必要なデータについては、別途協議の上、決定する。
- ・風営法など、正式な手続きを行い、警察の許可済み店舗であること。

(2) ホームページオープニングキャンペーンの実施

ホームページ開設の特典として、閲覧者を門司港レトロ地区の飲食店に誘客する取り組みを実施する。

①事業期間

令和7年3月

※具体的な期間については提案によるものとする。

②事業内容

- ・ホームページ閲覧者を門司港レトロ地区の飲食店に誘客する取り組みを実施する。（E x. 事業期間中、門司港レトロ地区の飲食店で受けられるサービス（ワンドリンクサービスなど※飲食店負担）の実施など）

※具体的な内容については提案によるものとする。

※なお、誘客する取り組みについて、本業務の委託料からクーポン事業の実施や飲食店のサービスにかかる費用を負担することはできない。

※誘客する取り組みについて、飲食店等への依頼・調整は受託者が行うこと。

- ・事業の内容によっては、運営マニュアルを作成・配付し、飲食店に留意事項や運営方法などを周知すること。

- ・利用可能店舗との調整、連絡を念入りに行うこと。また、問い合わせがあった場合は、早急に対応すること。

(3) 広報

ホームページやオープニングキャンペーンを周知するための広報を行うこと。

①概要

ア 事業期間

令和7年3月

※具体的な期間については提案によるものとする。

イ 広報媒体

(ア) 印刷物

・両面カラー、A4マットコート90K

(イ) ノベルティ

・ホームページの閲覧に誘導できるものを想定。

(E x. HPの2次元コードが印字されたコースターなど)

※具体的な内容については提案によるものとする。

・作成したノベルティは市内の主要なJR駅等で配布すること。詳細は受託候補者決定後、委託者と協議の上、決定する。

ウ 作成数

(ア) 印刷物

【日本語】1,000枚

【中国語(繁体字)】800枚

【中国語(簡体字)】500枚

【韓国語】400枚

【英語】500枚

(イ) ノベルティ

2,000個(枚)以上

エ 納品先、納品方法

・委託者が指定する場所、指定する形で納品すること。

(3) 共通事項

・本事業の対象エリアは、北九州市観光振興プランにおける門司港レトロ地区(門司港レトロ中心地区、西海岸地区、清滝地区、栄町・商店街地区、和布刈地区、新浜地区)の飲食店および宿泊施設とする。

7 業務計画書、報告書の作成

(1) 業務計画書

【提出期限】契約締結後10日以内

【提出方法】紙

【提出先】北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部門司港レトロ課

(2) 業務完了報告書、実績報告書

【提出期限】令和7年3月31日

【提出方法】紙(1部)、電子データ

【提出先】北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部門司港レトロ課

8 その他留意事項

- (1) 当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限度にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱を確保するものとする。
- (2) 肖像権や意匠等の権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了解を得ることとする。
- (3) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が追うものとする。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は発注者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。また、発注者が業務の履行に関し受託者に報告を求めた時には直ちに応じること。
- (6) 本業務にかかる一切経費は、すべて委託費に含むものとする。
- (7) 受託者は本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得たとき又は発注者と協議を行った上で再委託した方が効果的と判断された場合はこの限りではない。再委託先の行った作業の結果については受託者が全責任を負うこと。
- (8) 本業務の遂行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合を除き、受託者がその賠償の責任を負うこととする。
- (9) 成果品の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。）は、市に帰属するものとする。
- (10) 受注者は、委託業務の実施（処理）上得た個人情報記録された文書、磁気ディスク、データその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄・削除しなければならない。
- (11) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は速やかに受託者及び発注者で協議して決定する。
- (12) 本仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するもの。
- (13) 受託者は、北九州市契約規則及びその他の関係規則を遵守すること。